

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十年九月二十六日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果
平成十九年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置
(監査委員)
五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定により平成二十年七月二十五日から同年九月二十六日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成二十年九月二十六日

岐阜県監査委員	渡	辺	真
岐阜県監査委員	洞	口	博
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	信
岐阜県監査委員	水	谷	雄
岐阜県監査委員	神	戸	正
岐阜県監査委員			雄

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 総合企画部 環境生活部 健康福祉部	監査実施機関数		監査結果件数	
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項
知事直轄	5	1		1
総務部	3			
総合企画部	3			
環境生活部	5	1	1	1
健康福祉部	6	2	2	1

産業労働観光部	2				
農政部	3				
林政部	2				
県土整備部	4		1		2
都市建築部	3				
さぶ清流国体推進局	3				
教育委員会	11	2	1	2	3
警察本部	5	3		3	1
その他	3	1		1	
合計	58	9	4	9	9

(注) 監査結果の区分については、次のとおりです。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
- 監査実施機関数欄の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含みます。

第2 監査結果

平成20年7月25日から9月26日までに実施した本庁及び現地機関に関する監査の結果です。

なお、印が付してある機関は、監査法人と共同して予備監査を実施した機関です。

1 知事直轄

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成20年8月8日	広報課	平成20年8月8日
危機管理課	平成20年7月25日	防災課	平成20年7月25日
消防課	平成20年7月25日		

【監査結果】

監査の結果、次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容	容
消防課	指導	液化石油ガス設備士免状交付等の手数料に係る収入証紙の取扱事務において、消印がされていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	

2 総務部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
人事課	平成20年8月5日	法務・情報公開課	平成20年8月5日
行政改革課	平成20年8月5日		

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 総合企画部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
研究開発課	平成20年8月1日	国際課	平成20年8月1日
統計課	平成20年8月1日		

【監査結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 環境生活部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
不法投棄監視課	平成20年8月18日	地球環境課	平成20年8月18日
男女参画青少年課	平成20年7月30日	人づくり文化課	平成20年7月30日
人権施策推進課	平成20年7月30日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
人づくり文化課	指導	選奨生奨学金返還金の収入事務において、岐阜県選奨生奨学金貸与規則に基づき延滞金20件353,200円の徴収手続が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
人権施策推進課	指摘	時間外勤務手当の支給事務において、勤務1時間当たりの支給割合を誤ったため1件201円が過払いとなっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

5 健康福祉部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
下呂看護専門学校	平成20年9月26日	保健医療課	平成20年8月22日
生活衛生課	平成20年8月6日	業務水道課	平成20年8月6日
障害福祉課	平成20年8月22日	子ども家庭課	平成20年8月22日

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
障害福祉課	指摘	財産の登記事務において、昨年度の監査で指摘した22件の未登記に対する措置が未実施であることに加え、今年度の監査においても平成9年3月に建設した建物1件が未登記かつ財産台帳に未登録となっていた。登記事務の進捗が極めて不十分であることから、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
子ども家庭課	指摘	児童扶養手当返還金の収入事務において、平成19年12月12日に行うべき1件230,200円の調定が平成20

年1月25日に行われていたので、今後は速やかに処理されたい。

6 産業労働観光部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
モノづくり振興課	平成20年8月8日	情報産業課	平成20年8月8日

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 農政課

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
検査監督課	平成20年8月4日	水産課	平成20年8月4日
農地整備課	平成20年8月4日		

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 林政課

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農産材流通課	平成20年8月7日	治山課	平成20年8月7日

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

9 県土整備部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

用地課	平成20年8月7日	技術検査課	平成20年8月19日
道路建設課	平成20年8月19日	道路維持課	平成20年8月19日

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
道路建設課	指導	現物実査実施要領に基づく平成19年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 現物実査実施計画書が作成されていなかった。 2 出納員から収支等命令者への結果の報告書が作成されていなかった。 3 備品購入費の支出済額と物品の受人金額の総額チェックが行われていなかった。
	指導	時間外勤務手当の支給事務において、週休日の振替に係る支給割増分が支払われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

10 都市建築部

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
公共交通課	平成20年7月31日	街路公園課	平成20年7月31日
公共建築住宅課	平成20年7月31日		

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。
11 ぎふ清流国体推進局

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務企画課	平成20年8月18日	施設調整課	平成20年8月18日

競技式典課	平成20年8月18日
-------	------------

【監査結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。
12 教育委員会

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教職員課	平成20年8月21日	学校支援課	平成20年8月21日
特別支援教育課	平成20年8月1日	社会教育文化課	平成20年8月1日
又水一ツ健康課	平成20年8月1日	岐阜高等学校	平成20年9月26日
岐阜北高等学校	平成20年9月26日	岐阜総合学園高等学校	平成20年9月26日
岐阜城北高等学校	平成20年9月26日	岐阜商業高等学校	平成20年9月26日
本巣松陽高等学校	平成20年9月26日		

【監査結果】
監査の結果、次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
教職員課	指摘	旅費の支出事務において、出発地から目的地まで通算して計算すべきところ、乗換地ごとに計算したことにより1件430円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導	前渡資金の保管事務において、資金前渡職員が備えるべき現金出納簿が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導	出納員の引継において、現金出納簿に新旧出納員の引継の連署がなかったので、今後は適正に処理されたい。

岐阜県知事及び岐阜県教育委員会から通知のあった措置の概要は次のとおりである。
平成19年度 包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置
専修学校等に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について

1 共通

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
現物実査における遊休物品の把握について	遊休物品についての明確な基準を定義する、あるいは具体例を提示することにより、遊休物品の把握を行うよう検討する必要がある。	<p>物品の現物実査実施要領において遊休物品の定義を「所属として、現在利用していない物品をいう。(ただし、1年以内に修繕しようとしている物品を除く。)」と改正しました。また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図るよう通知しました。(出納管理課)</p> <p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>なお、学内で使用しない物品は、他の物品と混在しないよう遊休物品と分かる表示をし、保管場所を定め保管しました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際情報科学芸術アカデミー)</p> <p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際園芸アカデミー)</p> <p>物品の現物実査実施要領に基づき、</p>

2 国際情報科学芸術アカデミー

結果の概要		左記に対して講じた措置
項目	概要	
備品管理について	平成18年度の包括外部監査において情報科学芸術大学院大学の備品管理の問題を指摘しており、現場ではその対応は取られていたものの、最終的な実査結果は監査の実施段階では確認することはできなかった。	<p>現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(森林文化アカデミー)</p> <p>物品の現物実査実施要領に基づき、現物実査に併せ遊休物品の把握をしました。</p> <p>また、イントラネットの掲示板を活用し、遊休物品の有効利用を図ります。</p> <p>(国際たくみアカデミー)</p>
備品管理について	平成18年度の包括外部監査において情報科学芸術大学院大学の備品管理の問題を指摘しており、現場ではその対応は取られていたものの、最終的な実査結果は監査の実施段階では確認することはできなかった。	<p>包括外部監査現地調査時に一部残っていた備品の所在確認を続行し、全教職員からの状況聴取や経緯の確認などの追跡調査を行い、それらを取りまとめ、平成19年度にアカデミー及び大学院大学の全備品の実査を終了し報告しました。</p> <p>平成20年度は、マニュアルに従い適切な管理と期間内に備品実査を実施しました。今後は、必要に応じて関連部署からの協力を受けて、指定期限内に備品実査を行います。</p>

3 国際園芸アカデミー	
結果の概要	左記に対して講じた措置
項目	
備品管理の状況について	<p>現物との照合が適正に実施できるように、国際園芸アカデミーの物品管理について事務委任されている農業大学校は、物品一覧表の不備を修正する必要があります。</p> <p>また、今回現物確認した物品について特に廃校となった学校からの管理換えの物品については、再確認し利用頻度が低いようであれば、農業大学校は物品一覧表に遊休物品として登録する必要があります。</p>

管理について	<p>ば、大規模修繕が必要となった段階でそれを一度に行えるような予算は立てられない可能性が高く、今後大規模修繕に備えて資金面における計画を立てておく必要がある。</p> <p>また、建築家との意匠権の問題についても設置に関係した職員が在籍するうちに明らかにしておく必要がある。</p>	<p>についても明らかにした計画を策定し、適正な維持管理に努めます。</p>
非常勤講師の勤怠管理について	<p>単発で1日のみの非常勤講師についても、非常勤講師として出勤簿またはそれに代替するものを備え付け、必ず署名・押印してもらうことにより、事務局で勤怠管理をするよう検討すべきである。</p>	<p>すべての講師について出席確認票により勤務の確認を行いました。</p>

4 森林文化アカデミー	
結果の概要	左記に対して講じた措置
項目	
備品管理について	<p>物品一覧表の不備を適正に修正するためには、実査担当者が物品の現物実査実施要領を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底する等の検討が必要である。</p>
施設設備の維持	<p>県の財政状況からすれば、大規模な修繕については、意匠権</p>

5 国際たくみアカデミー		
結果の概要	左記に対して講じた措置	
項目		
平成18年度の実査状況について	<p>すべての物品が物品一覧表と照合できたことと実証するためには、すべての実査帳票が保管されてなければならず、すべての物品を確認した証拠が残されていることが必要である。</p>	<p>物品確認のために使用した実査帳票等についても保管することとしました。</p>
備品管理の状況について	<p>物品一覧表の不備を適正に修正するためには、国際たくみアカデミーの実査担当者が、物品の現</p>	<p>現物実査を行う前に、物品の現物実査実施要領について説明会を実施し周知徹底を図ったうえで、当該要領に基づいて現物実査を行い、その</p>

	<p>物実査実施要領を遵守して現物実査を行い、その結果に裏付けられた現物実査結果報告書を作成し報告することを徹底させる等の検討が必要である。</p>	<p>結果を踏まえた現物実査結果報告書を作成しました。</p>
<p>国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の授業料等の無料について</p>	<p>技能労働者を養成するという国民経済的、労働政策的考慮と求職者の経済的負担を鑑みて無料としていることであるが、普通課程の訓練料は、一部私立学校とも競合する関係にあること、離職者より進学者が多く入学している料があること、また他県の徴収状況も考慮しながら、今後普通課程の無料を継続してよいのかどうか検討をする必要がある。</p>	<p>経済的事情により授業料徴収に配慮が必要な対象者に考慮しながら、授業料有料化について検討します。</p>
<p>国際たくみアカデミー（職業能力開発校）の人件費について</p>	<p>単純な誤謬であり管理上問題はなかったが、出勤簿や職員録に不備が多いということは、勤怠管理が適切に行われていないのではという疑義が生じるため、担当者のみに任せるのではなく、校長が管理書類の確認をしっかりと行う必要がある。</p>	<p>勤怠管理については、書類の整備も含めて、今後校長の責任において確認を徹底します。</p>
<p>指導員の消耗品等購入支出について</p>	<p>実習等で必要とされる消耗品等の購入に際し、事務局での内容に関するチェックが十分でないため、支出を抑える牽制機能がうまく働かない可能性がある。</p>	<p>消耗品の購入に当たっては、事前決裁にその用途（訓練内容）や使用時期を明記させ（必要に応じて資料も添付）、必要性等を判断することとしました。</p>

<p>めには、事務局が牽制機能を発揮できるよう、その必要性、緊急性に対する判断が可能な資料の添付を制度化すべきである。</p>	
---	--

<p>指定管理者制度の導入状況を踏まえた公の施設の管理運営について</p>							
<p>1 岐阜マリンスポーツセンター</p>							
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">結果の概要</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化について</td> <td>金額的な多寡を問わず、正しい収入を認識して計上するため、収入の帰属先については、株式会社マリーナ河芸と岐阜マリンスポーツセンターを混同しないように処理する必要はある。</td> </tr> </table>	結果の概要		項目	概要	株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化について	金額的な多寡を問わず、正しい収入を認識して計上するため、収入の帰属先については、株式会社マリーナ河芸と岐阜マリンスポーツセンターを混同しないように処理する必要はある。	<p>左記に対して講じた措置</p> <p>平成19年度までは株式会社マリーナ河芸と県からの指定管理料振込の銀行口座が同一で、経理処理に一部混同した部分がありました。平成20年度から指定管理者用の銀行口座を別途設け、正確な収支仕分けに努め、経理の明確化を図っております。</p>
結果の概要							
項目	概要						
株式会社マリーナ河芸との会計区分の厳格化について	金額的な多寡を問わず、正しい収入を認識して計上するため、収入の帰属先については、株式会社マリーナ河芸と岐阜マリンスポーツセンターを混同しないように処理する必要はある。						

<p>2 世界淡水魚園水族館</p>							
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">結果の概要</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> <tr> <td>収支の補てんについて</td> <td>水族館の収支計算書には、実態のない総合管理費が一般管理費に35,000千円計上されている。この結果、35,000千円経常利益が減額され、それに伴い県への納入額が減額されている。 水族館の収支計算は、株式会社江ノ島マリンコーポレーションの一部門として作成されており、収</td> </tr> </table>	結果の概要		項目	概要	収支の補てんについて	水族館の収支計算書には、実態のない総合管理費が一般管理費に35,000千円計上されている。この結果、35,000千円経常利益が減額され、それに伴い県への納入額が減額されている。 水族館の収支計算は、株式会社江ノ島マリンコーポレーションの一部門として作成されており、収	<p>左記に対して講じた措置</p> <p>総合管理費は、世界淡水魚園水族館の運営事業にかかる諸経費のうち、株式会社江ノ島マリンコーポレーション本社が世界淡水魚園水族館の関係を指導するための経費であり、管理運営協定書に基づき覚書により、具体的な業務内容を明示したうえで、35,000千円を上限とする規定していません。 総合管理費の内容は、「ノウハウ料」であり、単純に個々の業務にかかる時間当たりの人件費などの実費</p>
結果の概要							
項目	概要						
収支の補てんについて	水族館の収支計算書には、実態のない総合管理費が一般管理費に35,000千円計上されている。この結果、35,000千円経常利益が減額され、それに伴い県への納入額が減額されている。 水族館の収支計算は、株式会社江ノ島マリンコーポレーションの一部門として作成されており、収						

	<p>入は当然のこと、支出も水族館で直接要する支出のみである。本来ならば間接的な本部費の負担をすべきと考えられるから、総合管理費の捉え方によつてはその計上も不当とはいえないが、具体的にどのような業務に對するものであるか及びその算定根拠は明確にされていない。</p>	<p>として算定することができない諸経費であるため、積算上「実体的ない総合管理費」と監査結果に示されていますが、不適切な経費が計上され、不当に収益が減らされているものではないと見做す。</p> <p>35,000千円の算定は、前述のとおり実費による積算が困難であることから、概ね水族館の運営に関する事業費の約10パーセント程度を目安に、指定管理者と県との協議により決定して見ます。</p>

入は当然のこと、支出も水族館で直接要する支出のみである。本来ならば間接的な本部費の負担をすべきと考えられるから、総合管理費の捉え方によつてはその計上も不当とはいえないが、具体的にどのような業務に對するものであるか及びその算定根拠は明確にされていない。

として算定することができない諸経費であるため、積算上「実体的ない総合管理費」と監査結果に示されていますが、不適切な経費が計上され、不当に収益が減らされているものではないと見做す。

35,000千円の算定は、前述のとおり実費による積算が困難であることから、概ね水族館の運営に関する事業費の約10パーセント程度を目安に、指定管理者と県との協議により決定して見ます。

平成二十年九月二十六日印刷
平成二十年九月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社